

## 第2編 震災特例法に関する改正

○ 震災特例法に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除（震災特例法17の2④、25の2④、改正法附則93、96）	○ 復興産業集積区域（復興特区法第2条第3項第2号イに規定する産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を含む市町村の区域に限ります。）内において産業集積事業等の用に供した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物について、特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置の適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。	平31.4.1以後に取得等をする機械及び装置等について適用され、同日前に取得等をした機械及び装置等については、従来どおり適用されます。
(2) 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除（震災特例法17の2の2①②、25の2の2①②、震災特例法令17の2の2一、22の2の2①一）	○ 福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域（避難解除区域及び現に避難指示であって福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域）内の区域であって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域をいいます。）について、適用期間の末日が避難指示解除日等から7年（改正前：5年）を経過する日とされました。	—
(3) 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除（震災特例法17の2の3①②、25の2の3①②、震災特例法令17の2の3一、22の2の3①一）	○ 上記(2)と同様の改正が行われました。	—
(4) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除（震災特例法17の3①、25の3①、震災特例法令22の3②一）	○ 復興産業集積区域（復興特区法第2条第3項第2号イに規定する産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を含む市町村の区域に限ります。）内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に支給する給与等の額について、税額控除率を引き上げる措置の適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。	—
(5) 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除（震災特例法17の3の2①、25の3の2①、震災特例法令17の3の2①、22の3の2①）	○ 福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域（避難解除区域及び現に避難指示であって福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域）内の区域であって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域をいいます。）について、福島県知事の認定を受ける期間の末日が避難指示解除日等から7年（改正前：3年）を経過する日とされました。	—
(6) 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除（震災特例法17の3の3①、25の3の3①、震災特例法令17の3の3①、22の3の3①）	○ 上記(5)と同様の改正が行われました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(7) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却（震災特例法17の5①、25の5①、改正法附則94、97）</p>	<p>○ 中小企業者等が復興産業集積区域（復興特区法第2条第3項第2号イに規定する産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を含む市町村の区域に限ります。）内において開発研究の用に供した開発研究用資産について、特別償却率を引き上げる措置の適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に取得等をする開発研究用資産について適用され、同日前に取得等をした開発研究用資産については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(8) 震災特例法に係る被災代替資産等の特別償却（震災特例法令18四、改正震災特例法令附則5）</p> <p>（震災特例法18①、改正法附則48）</p> <p>（震災特例法18①、26①）</p>	<p>○ 対象資産から漁船以外の船舶が除外されました。</p> <p>○ 中小企業者から除かれるその中小企業者の発行済株式又は出資の一定の割合以上を大規模法人に所有されている法人の判定において、大規模法人による発行済株式又は出資の所有割合の計算及び大規模法人の範囲について、中小企業向けの租税特別措置の適用要件の整備（6ページI2〔改正の内容〕(2)及び(3)参照）と同様の改正が行われました。</p> <p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に取得等をする被災代替資産等について適用され、同日前に取得等をした被災代替資産等については、従来どおり適用されます。</p> <p>8ページI2〔適用時期〕(1)及び(2)の適用時期と同じとなります。</p> <p>—</p>
<p>(9) 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等（震災特例法18の10、26の10、震災特例法令18の8、震災特例法規6の9、9の9、改正法附則95、98）</p>	<p>○ 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等が創設されました。この創設された制度の内容は次のとおりです。</p> <p>イ 福島復興特措法に規定する帰還環境整備推進法人に対する特定避難解除区域等（注1）内にある土地等の譲渡で、帰還環境整備事業計画に記載された公共施設整備事業（注2）の用に供するために買い取られる場合には、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除が適用されることとされました。</p> <p>（注1） 特定避難解除区域等とは、避難解除区域及び現に避難指示であって福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域）内の区域であって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域で一定の区域をいいます。</p> <p>（注2） 公共施設整備事業とは、一定の特定公益的施設又は特定公共施設の整備に関する事業をいいます。</p> <p>ロ 帰還環境整備推進法人に対する特定避難解除区域等内にある土地等の譲渡で、帰還環境整備事業計画に記載された土地集約化事業（注3）の用に供するためのものは、一般土地譲渡益追加課税制度の適用除外とされました。</p> <p>（注3） 土地集約化事業とは、特定避難解除区域等内にある土地等を適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための一定の事業をいいます。</p>	<p>平31.4.1以後に行われる土地等の譲渡について適用され、同日前に行われた土地等の譲渡については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>